

第6回教育委員会（定）

開会日時 平成30年 3月 14日（水） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時55分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	松 澤 智 昭
委 員	青 木 義 男

出席事務局職員

事務局次長	矢 嶋 吉 雄	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学 務 課 長	三 浦 康 之
生涯学習課長	水 野 博 史	地域教育力推進課長	石 橋 千 広
指 導 室 長	栗 原 健	教育支援センター所長	新 井 陽 子
新しい学校づくり課長	佐 藤 隆 行	学校配置調整担当課長	大 森 恒 二
施設整備担当副参事	荒 張 寿 典	中央図書館長	荒 井 和 子

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。

なお、上野委員からは、ご欠席の連絡が入っております。

それでは、ただいまから平成30年第6回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、矢嶋次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、三浦学務課長、水野生涯学習課長、石橋地域教育力推進課長、栗原指導室長、新井教育支援センター所長、佐藤新しい学校づくり課長、大森学校配置調整担当課長、荒張施設整備担当副参事、荒井中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、青木委員にお願いいたします。

本日の委員会は2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第4号 教育財産の用途廃止について

(新しい学校づくり課)

○報告事項

4. 「区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について」の一部改正について

(総-2・教育総務課)

教 育 長 日程第一 議案第4号「教育財産の用途廃止」につきまして、次長と新しい学校づくり課長から、また、これに関連して、報告4「「区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について」の一部改正」につきまして、教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第4号をご覧ください。

教育財産の用途廃止について。

上記の議案を提出する。

平成30年3月14日。

提出者は、中川修一教育長でございます。

教育財産の用途廃止について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2号により、教育財産の用途を廃止する。

記。

1、対象教育財産。

板橋区立板橋第九小学校。

板橋区立板橋第十小学校。

板橋区立向原中学校。

以下、詳細につきましては、新しい学校づくり課長、また、関連した報告につきましては、教育総務課長から説明させていただきます。

新しい学校づくり課長

それでは、引き続き、ご説明を申し上げます。

教育財産の廃止でございます。

対象施設につきましては、ただいま、次長からご説明いたしました3施設でございます。

提案理由でございます。

資料の記書きの2、廃止する財産のところの(1)以下をご覧ください。

まず、板橋第九小学校でございます。

平成30年3月31日の閉校に伴いまして、板橋第九小学校として使用していた土地、建物及び工作物の用途を廃止いたしまして、当該財産を区長部局に引き渡すものでございます。

次に、(2)でございます。

板橋第十小学校でございます。

こちらは、校舎の改築に伴いまして、建物及び工作物の取り壊しを行うため、建物及び工作物の用途を廃止いたしまして、当該財産を区長部局に引き渡しを行うものでございます。

なお、体育館棟につきましては、改築工事期間中も、引き続き、使用いたしまして、新校舎竣工後に解体予定のため、今般の用途廃止には含んでございません。

次に、(3)でございます。

向原中学校でございます。板橋第九小学校と同様に、平成30年3月31日をもって閉校いたします。現校地を上板橋第二中学校の校地といたしまして、校舎を新築いたします。

したがいまして、土地は引き続き教育財産の用に供することにいたしまして、板橋第十小学校と同様に、建物及び工作物の取り壊しを行うため、建物及び工作物の用途を廃止いたしまして、当該財産を区長部局に引き継ぐものでございます。

なお、区長部局への引き継ぎ後につきましては、区長部局におきまして、当該建物及び工作物の財産受領後、取り壊しに向けた事務処理を進めてまいります。

資料の2ページ目に廃止する財産の面積等について記載をさせていただいております。面積等につきましては、こちらでご確認をいただければと存じます。

また、資料の3ページ目以降に、今回、廃止をいたします各財産の配置図を記載してございます。こちらにつきましても、ご確認をいただければと存じます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教育総務課長

引き続きまして、議案に関連いたします報告事項を説明いたします。

資料は、「総-2」です。

「区長の権限に属する事務の委任及び補助執行について」の一部改正について

です。

この通知は、本来、区長の権限に属する事務について、教育委員会に委任及び補助執行させることを通知したものです。

委任とは、権限の一部を委任者に移し、受任者の名において権限を行うもので、具体的には教育委員会の職員の勤務時間等に関する事務、学校基本調査に関する事務、あいキッズに関する事務を教育委員会に委任すること及び教育委員会の所管事項に係る収入通知、支出命令等を課長等に委任することになります。

また、補助執行とは、内部的に長の権限を補助し、執行させるもので、長の名において行います。

具体的には、次長等に補助執行させる事務として、予算の編成要求に関すること、会計事務、予算事務、契約事務等の処理等があります。

今回の一部改正では、次長等に補助執行させる事務について、新たに地域教育力推進課長に補助執行させる事務を追加させるものです。

それでは、資料に基づきまして説明いたしますが、記書きの1、新たに補助執行させる事務として、学校としての用途を廃止した区立学校の地域に開放する施設に係る事務について、1点目、使用の承認に関する事務、2点目、使用料の減免及び徴収に関する事務、3点目、管理委託に関する事務について、補助執行させるものです。

2、施行期日は、平成30年4月1日。

3、対象となる旧学校は、旧板橋第九小学校。

4、開放施設及び開放を許可する団体。

(1) 開放施設は、校庭、体育館棟です。

(2) 開放を許可する団体は、原則、旧学校となる以前に学校施設開放条例による団体登録をしており、その施設を定期利用していた団体とします。

5、その他です。

(1) 旧板橋第九小学校における財産管理は、資産活用課が行います。

(2) 町会の総会、地域まつり、保育園の運動会等、定期利用以外の施設利用における申請・承認等の事務は資産活用課が行うこととなります。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 旧板橋第九小学校について、登録している団体は、実際にはどのくらいの数があるのでしょうか。

地域教育力推進課長 旧板橋第九小学校を使用している団体は、5、6団体ございまして、基本的に、現在、定期的に使っている団体のみ、今後もご使用いただくということで考えてございます。

教 育 長 今後、新たな団体の登録は認めないということですね。

地域教育力推進課長 認めないということです。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 では、お諮りします。日程第一 議案第 4 号については、原案のとおり可決することに
ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議事

日程第二 議案第 5 号 東京都板橋区立生涯学習センター処務規則の一部を改正
する規則

(教育総務課)

日程第三 議案第 6 号 東京都板橋区立図書館処務規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第四 議案第 7 号 東京都板橋区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び
主任主事の職の指定等に関する規程の一部を改正する訓
令

(教育総務課)

日程第五 議案第 8 号 東京都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正す
る訓令

(教育総務課)

日程第六 議案第 9 号 東京都板橋区立郷土資料館処務規程の一部を改正する訓
令

(教育総務課)

日程第七 議案第 10 号 東京都板橋区教育支援センター処務規程の一部を改正
する訓令

(教育総務課)

日程第十三 議案第 16 号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する
規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第十四 議案第 17 号 幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓
令

(教育総務課)

教 育 長 続いて、日程第二 議案第 5 号から日程第七 議案第 1 0 号まで、及び日程第十三 議案第 1 6 号並びに日程第十四 議案第 1 7 号を一括して、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、該当項目をまとめてご説明させていただきます。
議案第 5 号から第 1 0 号と第 1 6 号並びに第 1 7 号を提出する。
平成 3 0 年 3 月 1 4 日。
提出者は、中川修一教育長でございます。
議案第 5 号。
東京都板橋区立生涯学習センター処務規則の一部を改正する規則。
議案第 6 号。
東京都板橋区立図書館処務規則の一部を改正する規則。
議案第 7 号。
東京都板橋区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部を改正する訓令。
議案第 8 号。
東京都板橋区教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令。
議案第 9 号。
東京都板橋区立郷土資料館処務規程の一部を改正する訓令。
議案第 1 0 号。
東京都板橋区教育支援センター処務規程の一部を改正する訓令。
議案第 1 6 号。
幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則。
議案第 1 7 号。
幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令。
以上の、規則 3 件、規程 5 件につきましては、いずれも行政系及び技能・業務系人事制度の改定に伴い、規定の整備を行うものでございます。
詳細につきましては、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長 「説明資料」という資料がございますので、そちらから説明をさせていただきます。

まずは、資料の 5 ページ目をご覧ください。

こちらが人事制度の改正についての概要になりますが、ご覧のとおり、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する行政系及び技能・業務系人事制度については、現行の 1 から 8 級職までの職務の給与を、新たに 1 から 6 級職の 6 層制に再編します。それに伴いまして、統括課長を課長級に統合、また、総括係長を課長補佐とします。さらに、主任主事を主任に、それぞれ職の名称を改正するなどの内容となっております。

それでは、資料の 1 ページ目に戻っていただきます。

議案第 5 号です。

「東京都板橋区立生涯学習センター処務規則」について、まず、第6条において、「所長の命」を「上司の命」に、また、「所長と協力し、連携して」という文言を追加、また、「特定の事務」を「専門的な事務等」に、こちらは区長部局とあわせて主査の職責を改正するものです。

また、第7条において、「所属職員」を「所属職員（主査を除く）」とするなど、所長の専決事案を区長部局にあわせて改正するものです。

以下、議案第6号「東京都板橋区立図書館処務規則」から議案第10号「東京都板橋区教育支援センター処務規程」までは、議案第5号と同様の趣旨で、主査の職責、専決事項、職の名称、統括課長の職の指定、主任の職の指定などについて改正するものでございます。

内容は記載のとおりですので、ご覧いただければと思います。

続きまして、資料の3ページ目をお開きください。

議案第16号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則」についてです。

新たに、職員となった者の号給について改正するものです。

区長部局とあわせまして、幼稚園教育職員給料表初任給基準に定める初任給調整号数を廃止するものでございます。

続いて、資料の4ページ目をお開きください。

議案第17号「幼稚園教育職員の旅費支給規程」については、職務の級を改正するものです。

行政職給料表（一）の各級に相当する幼稚園教育職員の職務の級を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 4級職、3級職の「係長」というところは同じなのですが、総括係長について、「課長補佐」という名称になっていました。これは何か意図があつてのものなのでしょうか。

教育総務課長 今回の改正において、この部分も目玉の一つなのですが、今まで総括係長という職は、当然に課長補佐の役割を担っていたわけですが、その部分を、名称を変えることによってさらに強調して職員に自覚していただく、あるいは課長級の側も、しっかりと補佐をしていただくということを意識しながらマネジメントするというところで、改正するものです。

松 澤 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 では、お諮りします。日程第二 議案第 5 号から日程第七 議案第 1 0 号まで、及び日程第十三 議案第 1 6 号並びに日程第十四 議案第 1 7 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議事

日程第八 議案第 1 1 号 少年自然の家八ヶ岳荘の管理運営に関する平成 3 0 年度協定の締結並びに平成 3 0 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第九 議案第 1 2 号 榛名林間学園の管理運営に関する平成 3 0 年度協定の締結並びに平成 3 0 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第十 議案第 1 3 号 教育科学館の管理運営に関する平成 3 0 年度協定の締結並びに平成 3 0 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第十一 議案第 1 4 号 郷土芸能伝承館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 3 0 年度協定の締結並びに平成 3 0 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第十二 議案第 1 5 号 東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 3 0 年度協定の締結並びに平成 3 0 年度事業計画の承認について

(中央図書館)

教 育 長 続いて、日程第八 議案第 1 1 号から日程第十二 議案第 1 5 号までを一括して、地域教育力担当部長と生涯学習課長並びに中央図書館長から説明願います。

地域教育力担当部長 議案第 1 1 号、1 2 号、1 3 号についてです。

少年自然の家八ヶ岳荘、榛名林間学園、教育科学館の管理運営に関する平成 3 0 年度協定の締結並びに平成 3 0 年度事業計画の承認について。

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 1 4 日。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

少年自然の家八ヶ岳荘ほか 2 件について、指定管理者と平成 3 0 年度協定を締結する。また、指定管理者より提出された平成 3 0 年度事業計画について承認す

る。

提案理由は、少年自然の家八ヶ岳荘ほか2件の平成30年度業務実施に当たり、平成30年度協定を締結し、指定管理業務の事業計画を承認し決定する必要があるためでございます。

続きまして、議案第14号、郷土芸能伝承館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成30年度協定の締結並びに平成30年度事業計画の承認について、及び、議案第15号、東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定及び平成30年度協定の締結並びに平成30年度事業計画の承認について。

上記の議案を提出する。

平成30年3月14日。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

郷土芸能伝承館について、指定管理者と基本協定を改定する協定及び平成30年度協定を締結する。また、指定管理者より提出された平成30年度事業計画について承認する。東京都板橋区立図書館について、指定管理者と基本協定及び平成30年度協定を締結する。また、指定管理者より提出された平成30年度事業計画について承認する。

提案理由は、郷土芸能伝承館の平成30年度業務実施に当たり、基本協定を改定する協定書及び平成30年度協定を締結し、指定管理業務の事業計画を承認し決定する必要があるため、及び、東京都板橋区立図書館の平成30年度業務実施に当たり、基本協定及び平成30年度協定を締結し、指定管理業務の事業計画を承認し決定する必要があるためでございます。

議案第11号から14号についての詳細は生涯学習課長より、議案第15号についての詳細は中央図書館長よりご説明申し上げます。

生涯学習課長

それでは、議案第11号から第14号、生涯学習課が所管いたします指定管理施設4施設の平成30年度の年度協定書及び事業計画書についてご説明させていただきます。

資料につきましては、「少年自然の家八ヶ岳荘の管理運営に関する平成30年度協定の主な見直し概要」というタイトルのものをご覧ください。

指定管理施設の4施設でございますが、少年自然の家八ヶ岳荘、榛名林間学園、教育科学館、郷土芸能伝承館となります。

施設ごとに年度協定書と事業計画書がそれぞれあります。

毎年、年度が始まる前に、協定書と事業計画書について、教育委員会に議案としてお諮りするものでございます。

なお、内容が多いので、先ほどの概要版をもとに説明させていただければと思います。

また、指定管理施設の管理運営につきましては、基本的には平成29年度と同様となりますが、本日は変更点を中心にご説明したいと思います。

それでは、初めに、少年自然の家八ヶ岳荘でございます。

八ヶ岳荘は平成30年度に大規模改修工事が入りますので、宿泊や食事の提供がなくなります。そのため、見直しがほかの施設と比較すると大きくなってございます。

資料の1ページをご覧くださいと思います。

まず、指定管理委託料でございますが、平成30年度は2,985万8,396円ということで、29年度の委託料と比較しますと約5,100万円程度の減となっております。

これは、先ほど申し上げたとおり、宿泊や食事の提供がなくなることが理由となります。

一方、指定管理業務は継続することになります。

内容でございますが、資料の4ページをご覧くださいと思います。

(4) 休館期間中・平成31年度リニューアルオープンに向けた準備業務がございます。

こちら、①から⑬まで列挙されておりますが、例えば、平成31年度利用の事前予約の受付、パンフレット・ポスターの作成、事前の備品搬出作業と保管、また新メニューの開発、そして従業員研修の実施などを計画しているところでございます。

続きまして、榛名林間学園でございます。

資料の6ページをご覧くださいと思います。

指定管理委託料でございますが、平成30年度は4,336万304円となっております。29年度と比較しまして、約260万円程度の増ということになってございます。

増加の理由でございますが、その下に書いてございますが、備品等を購入することになりました。冷蔵ショーケース、また暖房機、食器洗浄機・消毒保管庫設置工事費などが増加の原因となっております。

その辺りが大きな変更点となっております。

続きまして、教育科学館でございます。

資料の12ページをご覧ください。

まず、平成30年度の指定管理委託料でございますが、1億6,626万760円となっております。

予算につきましては、増減がございまして、21万7,000円程度の増となっております。

増の主な原因でございますが、顕微鏡画像投影システムの更新でございます。

これは顕微鏡で覗いた画像を電子黒板に映し出す機械でございます。これを2台設置するというので、予算は増となっております。

事業計画の見直しとしましては、開館30周年を迎えますので、夏休みイベントを充実させていきたいということと、プラネタリウムのプログラムの見直しを

図っていきたいと思っています。その辺りが大きな変更点となっております。

最後に、郷土芸能伝承館でございます。

資料の21ページをご覧ください。

郷土芸能伝承館のみ、基本協定書も改定しております。

指定管理施設の協定書には基本協定書と年度協定書がありまして、年度協定は毎年見直しが行われますが、基本協定書は基本的には指定管理期間中は改定等を行わないものでございますが、このたび、郷土芸能伝承館につきましては、自主事業を新たに実施できるようにということで、改定を入れているところでございます。

改定の内容でございますが、資料の22ページにあります。こちらをご覧くださいいただければと思いますが、自主事業の実施でございます。

こちらには、自主事業を行えること、また、実施するときは区の承認を受けて行うことなどが追加となっております。

これは、指定管理者に管理運営を行わせているメリットを生かすためにということで、榛名林間学園、少年自然の家八ヶ岳荘では既に実施している自主事業について、郷土芸能伝承館でも行えるようにということで改定をするところでございます。

現在、企画している自主事業でございますが、例えば、田遊びとか、獅子舞など、地域の郷土芸能がございます。それが実施される前に伝承館で講座などを実施いたしまして、見どころなどについて事前勉強して、当日、見に来ていただくと、一連の事業を企画しているところでございます。

年度協定の内容に移らせていただきます。

資料の24ページをご覧ください。

指定管理委託料ですが、平成30年度、1,632万1,196円ということで、29年度と比較しまして約5万2,000円程度増加しております。

増加の理由ですが、太鼓の購入費と区旗の購入費等が増の原因となっております。増減がございまして、全体的には約5万2,000円の増ということで計上させていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

中央図書館長 続いて、議案第15号「東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成30年度協定の締結並びに平成30年度事業計画の承認」についてご説明いたします。

資料は、「東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定概要」というタイトルのものをご覧ください。

資料の1ページ目を開いてください。

板橋区立図書館につきましては、指定管理者制度を導入している10館につきまして、平成30年度より平成34年度までの5年間の基本協定を、図書館運営事業者、3事業者と締結いたします。

締結する指定管理者は、1に記載のとおり、ナカバヤシ株式会社東京本社につきまして、新たに指定管理指定をさせていただきます。

第2期の基本協定から変更となった主な内容について、3点ご説明させていただきます。

(2) 第7条(職員の配置)につきましては、レファレンスサービスの充実などを図るために、第5項で、図書館司書有資格者を各館、職員の35%から50%以上に引き上げること、また、6項、7項でレファレンス及び児童サービス専任の担当者配置を新たに規定してございます。

2点目です。

(3) 第20条(事業計画)です。

こちらにおきまして、指定管理者に求める具体的なサービスの内容と水準を新たに整備する中央図書館の基本構想で指定いたしました重点項目に即しまして、図書館サービスの維持・向上、生涯を通じ、心の豊かさを支える図書館、課題解決型図書館、学校・地域と連携する図書館、地域のコミュニティ形成を支援する図書館の方向を検討しております。

これは今回の新たな指定管理期間中に、開館予定の中央図書館の事業展開を踏まえて、区立図書館11館全体で目標を同じにしてサービス向上を目指すために改正したものでございます。

加えて、第2項におきまして、平成33年度及び34年度の事業計画については、新中央図書館の事業展開を踏まえた内容として提出することを規定いたしまして、その内容を審査し、両者協議のうえで管理業務の継続が難しいとした場合には、第36条に指定の取消しもあることを明記しております。

こちら、資料の2ページ目のところになります。

3点目です。(8) 第54条に、利用者ニーズを把握する方法として、従前の日常的な利用者アンケート、満足度調査の実施に加えまして、利用者懇談会を各館で実施し、中央図書館に内容を報告することを追加しております。利用者の声を踏まえた図書館のサービス向上を目指して明確に規定したものでございます。

基本協定の説明は以上です。

続いて、資料の19ページ目をお開きください。

平成30年度の協定書の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

3事業者と、それぞれ平成30年度1年間の管理業務につきまして必要な事項をこの協定で定めております。

主な変更点について説明をいたします。

各社共通の内容としては、これまで年度協定に定めなかった管理運営業務仕様書を追加いたしまして詳細に管理運営業務を示したこと、また、指定管理期間5年間を通じて行う業務につきましては基本協定に規定することといたしました。

そのほか、株式会社ヴィアックスと締結する平成30年度協定書におきまして、第15条、西台図書館に関する特記事項で、平成30年度中に実施する施設維持改修工事に伴う休館中の管理業務及び人員配置についての条文を追加しております。

16条の第3項、志村図書館における特記事項も同様です。

これは、西台図書館では11月に、志村図書館では10月に、それぞれ1カ月間、空調機の設備工事を実施するため臨時休館を予定しておりまして、その期間中の管理運営業務と人員配置を通常開館中より減じることを規定するものでございます。

これによりまして、第5条第1項に定めた今年度の委託料につきまして、工事期間中減員した人件費分を減額して反映しているものでございます。

なお、2つの図書館のところに、工事期間中に特別整理期間を合わせて行うことといたしまして、できるだけ臨時休館の期間を少なくするようにしております。平成30年度協定の説明は以上です。

最後に、平成30年度の事業計画についてご説明をいたします。

資料の37ページ目をご覧ください。

指定管理期間の初年度に当たる平成30年度の計画につきましては、安全で適正な管理運営はもとより、利用サービスの向上、利用者ニーズに応えた魅力ある区立図書館全体の事業展開に向けて、具体的なサービス水準を定め、目標達成に向けた取組を計画化しております。

指定管理者公募の際に求めた人員配置や、プロポーザルの際、提案のあった新規事業などの実施についても協議を積み重ね、このたび事業計画としてお示しさせていただくものです。

また、重点目標を、区から今年度3点提示いたしまして、これに対する事業展開につきましても計画に盛り込んでいただいたところです。

委員の皆様事前に配付させていただいた本編では、それぞれに該当するページを記載しております。後ほど、ご確認いただければ幸いです。

事業計画につきましても、運営しています3事業者に分かれております。

初めに、赤塚・高島平・成増図書館の事業計画概要について説明いたします。

1、平成30年度の重点目標ですが、レファレンス機能の向上、利用促進に向けた取組として、具体的な事業を掲げています。

また、「絵本のまち板橋」の実現に向けた取組として、各館それぞれの絵本づくり講座の実施ということで、赤塚図書館では「布絵本づくり」、高島平図書館では「しかけ絵本づくり」、成増図書館では「てづくりえほん」と、それぞれの講座の実施やいたばしBORO子ども絵本館資料の企画展示などを予定しております。

3点目です。

分かりやすく利用しやすい本・資料の展示及び滞在しやすい館内環境整備に向けた取組としまして、記載のとおり項目を提示してございます。

次に、3の図書館事業では、おはなし会、かるがもタイム、児童向け、一般向け映画会などの定期的な実施や、障がい者サービスとして、対面朗読や資料宅配サービスなどの実施をいたします。

学校連携事業では、生徒・児童向け「本の修理研修講座」や、図書館内におけるフリーボードの設置など、小中学生が図書館を利用し、情報交換をする仕組み

づくりを行います。

また、地域連携事業では、「まちを知る講座」の実施提供と、板橋の歴史や文化、現在の姿を学ぶ企画を実施する予定です。

資料の次のページにお進みください。

特色ある図書館づくりとしまして、特色ある資料収集を行っています。

これから報告事項で説明する予定でございますが、今年度、新たに作成する板橋区立図書館蔵書方針の1つである選書基準に定めた身近な地域の図書館として、地域性や特性に沿って内容を検討し、改定したものを開示しています。

5の自主企画事業では、一覧表で特徴的な事業を抜粋して掲載しております。

資料の次のページにお進みいただいて、②の新たな取組として、4項目を提示させていただきます。

デジタルサイネージ設置による分かりやすい情報の発信、書籍消毒機設置による安心・安全な利用の強化、図書館ホームページリニューアルによる新たな利用層の獲得、電子書籍などのデジタル機器を利用した、おはなし会や読み聞かせの実施などがございます。

そして、7のサービス水準では、5年間の目標と今年度の具体的な数値を重点項目に沿って改定していくものでございます。

資料の次のページにお進みください。

管理業務運営体制では、基本協定に定めたとおり、司書の割合を各館とも50%以上配置することを提示させていただきます。

資料の42ページ目にお進みください。

次が、清水・蓮根・西台・志村図書館の事業計画概要となります。

先ほどの図書館と同様に、事業計画、重点目標等を掲げてございます。

資料の43ページ目の特色ある図書館づくりにつきましても同様でございます。

自主企画事業も同様でございます。

資料の44ページ目、②、中ほどです。

新たな取組として、デジタルサイネージ、書籍消毒機の導入、プログラミング講座、「ことば」に関する講座等の実施、児童向けのデータベース講習会（IT講習会）の実施などを行う予定を入れさせていただきます。

最後に、資料の47ページ目。

氷川・東板橋・小茂根図書館を運営するナカバヤシ東京本社の事業計画となります。

重点目標、レファレンス機能の向上では、データベースの種類を増やす予定で、従前の新聞記事や官報のデータベースに加えまして、市場情報評価ナビ、ナクソス・ミュージックライブラリー、国立国会図書館デジタル資料使用サービス等を導入する予定です。

③の館内環境整備では、配架シミュレーション実施による配架場所の見直し、分かりやすいサインの設置などを行う予定です。

資料の50ページ目にお進みください。

②の新たな取組としまして、レファレンスバッジの着用によるレファレンス利

用促進や「出張レファレンスサービス」の実施をするほか、地域の方々とともに学び、活動する「地域共学講座」などを開催いたします。

また、氷川図書館には、ストレス測定器の配備とそれに連動した健康づくりに関する資料展示やイベントの実施、また、東板橋図書館における書籍の消毒機の導入などを予定してございます。

特にこの3館につきましては、事業者が変更となることから、4月1日からのスタートに備えて、各館で、現在、引継ぎやスタッフの研修の実施など、順調に準備を進めているところでございます。

基本協定、平成30年度協定及び事業計画の説明は以上です。

平成30年度からの新たな指定期間におきまして、中央図書館を核として、これまで以上に地域図書館が連携し、新中央図書館の新規事業の検討や図書館サービスの向上に向けた取組も行い、区民ニーズに応えた図書館の管理を行っていくために、この体制で実施してまいります。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 1点目が、郷土芸能伝承館指定管理者の事業計画の中で、自主事業を新しく開始するということなのですが、この指定管理者は、名称だけを見ると、伝統芸能などに主にかかわるような会社ではないように思われるので、この会社が自主事業をされるということで、どのように行われるのかをお聞きしたいと思います。

以前、生涯学習課の文化財係で、田遊びの事前に勉強会を開いたことがあって、午前中に勉強会を開いて、夜に皆さんが見に来るといような取組が何回かあったと思いますが、教育委員会としては、自主事業に対してどのようなかかわり方をしていくのかをお聞きしたいと思います。

生涯学習課長 ご指摘のとおり、指定管理事業者はビルの管理を中心とした会社でございますので、この話が出たときには、非常に悩まれていたと聞いています。

その中で、文化財係と協議を進めまして、先ほどお話ししたような郷土芸能の講習会をまず実施してみようという話になっています。

文化財係でも同じような事業を実施していますし、現在の指定管理者は、郷土芸能伝承館に携わって知識の蓄積もあります。利用団体との交流も深めて信頼関係もできていますので、今後、自主事業を進めていくときには糧となるため、自信を持ちながら実施していけるということになっております。

もちろん文化財係とは、事業実施前に協議し、承認をしてからの事業実施となりますので、内容の検証と支援は行っているというところでございます。

教 育 長 私からも1つ、関連した内容なのですが、そもそもこの郷土芸能伝承館の周知が、あまりなされていない中で、今回の自主事業というものを加えたことには非常に価値のあることだと思っているのですが、このような高い経費をかけながら、

あの地域に郷土資料館があり、そして郷土芸能伝承館という、郷土と名のつくものが2つあることとなります。これは、学校教育を含めて、もっと活用があってしかるべきだと思っています。

郷土資料館には、小学校の3年生がよく行くのですが、ぜひ、旧粕谷家住宅もできたことも含めて、面として捉え、郷土芸能伝承館が一部の人、練習する人の場というような捉え方から、これを機に、ぜひ郷土板橋を学ぶ場に転換していく、そのような姿勢を教育委員会として示していただければと思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長 分かりました。郷土芸能伝承館にかかわる、文化財系の事業の中では、子どもたちに郷土芸能を見ていただくというような体験学習を実施する事業もごございます。そのような活用の部分もありますし、あわせて郷土資料館にも社会科見学で来ていただいているというところがございます。

ご指摘のとおり、旧粕谷家住宅の整備が進みましたので、こちらは同じ地域の中にごございますので、面として捉え、事業展開については今後もしっかりと検討していきたいと思っています。

教 育 長 モデルコースのようなものをつくると、学校としては食いつきやすいのかなと思いますので、その辺りもぜひご検討ください。

生涯学習課長 はい、分かりました。

高 野 委 員 図書館について、基本協定と今回変わった部分があって、指定管理者の中間評価で指摘された部分が、新たに基本協定の中で指定されてきている点が良かったと思いました。

質問になりますが、第39条というところで、指定管理者が変更になる際の引継ぎがうまくいくようにという内容が出ていました。先ほど、中央図書館長から指定管理者が変わったところについては、4月1日に向けて順調に進んでいるというようなお話がありましたが、基本協定の中にも新たにその内容を加えたということで、これは、問題になるようなところがあったということではなく、準備を進めていく中で、内容を規定しておく必要があるという考え方から新たに加えられたということでしょうか。

中央図書館長 新旧対照表に、指定管理者の業務の引継ぎについての記載がありますが、3行で書かれていて、実際には業務の引継ぎということを行っていたのですが、具体的な条項として記載しておりませんでしたので、それを基本協定5年間のものに明確に規定することでしっかりと引継ぎを行うということを、今回の見直しの中で行ったものでございます。

教 育 長 よろしいですか。

高野委員 はい。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

松澤委員 少年自然の家八ヶ岳荘と榛名林間学園は、アレルギー等の安全対策や、子どもたちが楽しめるような取組、また、子どもたちが来ない期間をどうするかということなども含めて、特に八ヶ岳荘はリニューアルに向けて色々行われていくと思いますので、その安全面と、新しい提案について、講習を行うなど色々取り組んでいただければと思います。

安全面が、私たちとしては一番気になる場所なので、施設的な面も含めて、しっかりと取り組んでいただければと思います。

また、郷土芸能伝承館のお話にも関連して、古いものを新しい方に伝えることは、とても難しいことだと思うのですが、どのように新しい形にされるのかということも、郷土芸能伝承館も含めてですが、郷土資料館については、すごく色々なことを実施していると思うので、先ほど教育長がおっしゃったように、連携といますか、1つを見ると2つが見られるといますか、1つずつというよりも色々連携させたところで考えていただくのが良いのではないかと思います。

図書館については、中央図書館が新たにできあがりますと、そちらも含めて色々な連携をされていくような話になっていたのも、非常に良いことだと思っています。そして、全ての図書館を含めて、色々な区民の方が「私はこの図書館が気に入っています」、「ここにある本のスタイルが良いです」ということを個人が言えるくらいになってくるととても良いと思っています。

中央図書館で全部ということは無理だと思えますが、各地域の図書館にも特色が出てくると良いなということを思ったので、その辺りも取り組んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

中央図書館長 今回、特色ある図書館ということで、項目の中で、資料のみならず、様々な取組をしていただくような形をお願いしております、実際に地域の特性ですとか、これまでの区民の利用者のグループとの交流や連携、サポーターなどとの関係性から、さらにそれを今までの実績も踏まえて、新しい事業者についても、今までの実績を踏まえて展開していくということで、この点につきましては、それぞれの身近な図書館ということで地域の人々から愛される、うちの地域の図書館はこのような特色があるというようなことにも注意しながら、今後、展開していくように、さらに地域図書館の取組を進めてまいりたいと思います。

貴重なご意見、ありがとうございました。

教育長 新中央図書館の建設に当たって、上板橋第三中学校の子どもたちの意見というものがあるのですが、その辺りはその後、どうなっているのでしょうか。

中央図書館長 この後の報告事項でも報告させていただきます。

教 育 長 分かりました。

中央図書館長 また、本日の午後に、最終回となる4回目を行いますので、そこで出た意見も反映していきたいと思います。

教 育 長 分かりました。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 では、お諮りします。日程第八 議案第11号から日程第十二 議案第15号までにつきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議事

日程第十五 議案第18号 指導主事の旅費支給規程

(教育総務課)

教 育 長 では、続いて、日程第十五 議案第18号について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 議案第18号でございます。
指導主事の旅費支給規程。
上記の議案を提出する。
平成30年3月14日。
提出者は、中川修一教育長でございます。
指導主事の旅費支給規程につきまして、記載のとおり追記いたします。
詳細につきましては、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長 それでは、説明いたします。
指導主事の旅費支給に際し、都条例で支給していたものですが、指導主事の属する地方公共団体の条例に基づき支給することが望ましいという行政実例の判断に基づきまして、新規規程を策定するものでございます。
資料の3ページ目をお開きいただけますか。
現在、統括指導主事と指導主事を合わせて10名がおります。
うち区費の指導主事が5名、都費の指導主事が5名となります。

旅費支給については、いずれも区費によります。適用条例が記載のとおり、異なっていたものでございます。

次のページをお開きいただきます。

4の都条例と区条例の適用による違いは、旅行雑費の部分、それとタクシー利用について支給条件が著しく異なっている状況にありました。そのため、都費指導主事についても、今後は区条例を適用することとする規程を、今回、設けたものでございます。

説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

よろしいですか。

それでは私からですが、色々な意味で指導主事の業務はなかなか目立たないものなのですが、厳しい勤務条件、勤務状態になっておりますので、区条例に基づくということは当たり前のことですが、様々な意味でのご配慮をお願いしたいなと思います。

では、お諮りします。日程第十五 議案第18号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○報告事項

1. 文教児童委員会運営次第（平成30年1月25日・26日）

(資料・次長)

2. 平成30年第1回定例会一般質問通告一覧表（教育委員会関係）

(資料・次長)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取いたします。報告1「文教児童委員会運営次第（平成30年1月25日・26日）」につきまして、及び報告2「平成30年第1回定例会一般質問通告一覧表（教育委員会）」につきまして、一括して次長から報告願います。

次 長 まず、閉会中に行われた文教児童委員会、1月25日・26日に開かれた内容についてご報告申し上げます。

文教児童委員会運営次第の資料の1ページ目をご覧くださいと、当日の次第が

ございます。

所管事項調査として、4件、教育委員会関係の報告をさせていただきました。

まず、教育委員会の動きにつきましては、特に質疑はございませんでした。

2番目の区立中学校教職員の逮捕につきまして、これは本年1月の区立中学校教員が盗撮目的で教職員の女子更衣室に立ち入ったという容疑で逮捕された案件

でございます。これについて、事実の確認ですとか、それから再発の防止というような観点からご質問をいただいたところでございます。

資料の6ページ目をご覧ください。

共産党の山内えり議員から、区として、こうしたことが続いている状況、昨年12月27日に、別件で事件を起こした職員の懲戒免職の処分の発令があったということがございまして、そうしたことが続いている状況をどのように捉えているのかといった質問がございました。

こちらにつきましては、1月10日に定例校長会があり、指導室として12月27日の処分案件を含めて、過去にもわいせつ事案で懲戒免職になった者がいることも伝え、これを各教職員に伝えるよう指導し、当該校の校長は、職員会議の中で当該の教員を含めた全教職員に指導したと聞いている。それにもかかわらず、このような逮捕事案が起こったことは極めて重大なことである。同じ方法だけでは防げず、校長がそれぞれ一人ひとりの教員の心に響くような伝え方をしているのか、ただ資料を配付して終わりということではなく、監督者として、ふだんの職務だけではなく、自分の部下、職員を守っていく視点からも指導、監督する管理職の姿勢についても、今一度、緊張感を持って当たってほしいと指示、指導をしている。二度と、このようなことがあってはならないと、教育委員会では受けとめているとお答えしております。

続きまして、報告事項の3件目の案件でございます。

小中一貫教育に関する検討会の中間のまとめについてご報告をさせていただきました。

これにつきましては、小中一貫教育の目的は何か、児童・生徒に対する具体的なメリットはどこにあるのか、それから小中一貫校を整備するのか、整備するのであれば、どこに整備するのか、また、これまでの小中連携教育と小中一貫教育はどこが違うのか、さらには、コミュニティ・スクールとの関係はどうかというような視点でのご質問を受けたところでございます。

これにつきましては、資料の18ページ目をご覧ください。

板橋区が進めようとしている小中一貫教育は、どちらかというソフトの部分の色合いが濃いものである。小中一貫教育というと、学校をイメージして、施設をつくっていくというように考えが行きがちですが、区としては、まずは区立小中学校全校で小中一貫教育を進めていくことであるとお答えしております。

それから、一定程度、学びのエリアという活動の中で、小中の連携教育が進み、それをさらにしっかりしたものにするために、小中一貫教育に取り組む。具体的には、これまで教育目標を別々に定め、教育課程の編成も小学校と中学校では別々であったが、学びのエリアごとに9年間のめざす子ども像というものを共有して学校が取り組む。9年間の系統・体系性に配慮した指導計画をしっかりとつけて、それに基づいた教育をしていくというものであるとお答えしております。

それから、コミュニティ・スクールとの関係ですが、これは小中一貫教育のためにコミュニティ・スクールに取り組んだというわけではないが、小中一貫教育という考え方と並列して進めていきたいと考えている。しかし、小中一貫の学び

のエリアで1つのコミュニティ・スクールの組織をつくれれば、効果的なものになるとも考えられるが、今のところは個別の学校でコミュニティ・スクール化を進め、次の段階で、小中一貫で、複数の学校が集まってコミュニティ・スクールというものを目指していきたいとお答えしております。

それから、報告事項の4番目でございます。

いたばし魅力ある学校づくりプラン前期計画第2期対象校対応の方向性についてという報告をさせていただきました。

これにつきましては、区として今後の人口の推計をしっかりと把握したうえで、対象校を平成31年度当初に発表していくといったような報告をしたものでございます。

これに対していくつかご質問がございましたが、資料の22ページ目をご覧ください。

自民党の川口雅敏議員から、改築する対象校を平成28年度に決める計画があったと思うが、1年先送りし、それをさらに1年延びると老朽化が進むが、対応は大丈夫なのかというご質問がございました。

これに對しまして、当然、施設の老朽化は年々進んでおり、毎年、計画的に補修、維持管理を行っている。また、学校施設の長寿命化計画の策定が、国から現在求められている。その中では、鉄筋コンクリートの建物の法定耐用年数は60年と言われているが、メンテナンスして80年使うことを目指す方向性も示されている。使えるものについては、手を入れて使っていく視点に立ち、維持管理をしっかり行っていくとお答えしております。

それから、資料の次のページの下の方です。

共産党の山内えり議員からのご質問です。

第2期対応対象校の周辺では、JR板橋駅西口の開発、大山駅周辺のまちづくり計画、上板橋駅南口、大山小廃校の跡地が、今マンション建設が進められている。教育委員会と都市整備部は連携しているのかというようなご質問がございました。

これに對しまして、大規模な集合住宅の建設については、都市整備部門から事前に情報を提供してもらっている。一方で、マンション業者に直接問い合わせをして情報収集もしている。また、全区的な人口の推移、展望は、政策企画課で今後見直す人口ビジョンに対して、就学の人口が増えれば学校も必要となるので、全庁的に調整し、進めているとお答えしております。

以上、雑駁ではございますが、閉会中の文教児童委員会の報告をさせていただきました。

続きまして、平成30年第1回定例会一般質問通告一覧表の資料をご覧ください。

こちらは、2月15日に開催された第1回定例会の一般質問の質疑でございます。

まず、資料の1ページ目をご覧ください。

7名の方から一般質問がございました。そのうち5名の方が教育委員会関係の質問をしております。

そのうち、ここにあるように、中央図書館についてや、道徳教育については複数の委員から質問を受けております。このうち、自民党の委員の質問について、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

資料の6ページ目をご覧ください。

自民党の杉田ひろし議員からのご質問の項目の4です。

大雪対策について、学校周辺及び自主管理歩道の除雪について、その状況はどうなっているのかというご質問がございました。

これに対しまして、区立学校・園においては、学校周辺の児童・生徒の登下校経路、給食搬入経路等、児童・生徒の安全、学校運営に必要となる場所を中心に、各学校・園の教職員等が除雪作業を行っている。

また、各学校施設の自主管理歩道については、施設管理者の責任において、管理することになっており、各学校・園の実情に応じた対応を取っているとお答えしております。

また、学校によっては、生徒が雪かきに参加したり、学校に入っている事業者も除雪作業に協力していただいたというような報告を受けているところでございます。

それから、資料の7ページ目の(3)でございます。

副校長二人制についてということで、自民党の会派として、副校長二人制を提言している。副校長が本来の業務に専念できる体制づくりを早急に構築すべきであるといった趣旨のご質問でございます。

これに対しまして、今年度、教育委員会では副校長の負担軽減に資する新たな人材の配置について区長部局と協議をしてきた。

その結果、副校長支援の必要性については共有されたものの、平成30年度については現有の人材を一層活用することにより対応することになった。

平成30年度は複数のモデル校を指定し、事務室の積極的な学校経営への参画と、副校長業務の役割分担・適正化に関し検証を進め、副校長支援に資する標準モデルを構築していく予定であるとお答えしております。

次に、(4)コミュニティスクールについてのご質問を受けております。

概要についてはどういうものなのか。それから、コミュニティ・スクール導入に際して、不登校対策や、通学路の安全対策にもっと効果が発揮できるのではないかというような形でのご意見がございました。

そうした中で、資料の8ページ目の一番上でございます。

コミュニティ・スクール導入の思いについてということで、教育長の思いを伺うといったご質問がございました。

これに対しまして、コミュニティ・スクールの目的は、地域の大人と学校職員が本音で話し合い、地域の宝物である子どもたちを誰一人排除しないで、みんなで育み、すべての子どもが安心できる学びの居場所を地域の学校につくることにある。

また、学校に集いし地域の大人が互いのつながりを強め、地域に戻り地域のために協働し、地域コミュニティを活性化することにある。

コミュニティ・スクールを導入することで、「おらがまちの学校」と誇れる学校を地域の方々と共につくりあげていきたいとお答えしております。

続いて、自民党の茂野善之議員からのご質問です。

教育諸課題についてということで、まず、教員の部活顧問についてという、地域指導員を部活動顧問として採用できないか伺うといったご質問でございます。

これに対しまして、学校教育法施行規則では、校長が「部活動指導員」を顧問に命じられるように改正されたが、事故発生時の対応等を鑑み、本区においては、現在は教員が顧問を務めている。

今後、顧問ができる「部活動指導員」の技術指導や安全に関する指導などの職務内容について検討し、地域人材を活用した部活動の指導体制の充実を図っていくとお答えしております。

続いて、(2) 学校行事「運動会」についてということで、運動会の実施時期を秋にすべきであるという観点からのご質問でした。

これに対しまして、運動会の実施時期については、学校の実態に応じて、校長が決定し、本区では、平成29年度は小学校20校、中学校15校が、春に運動会を実施している。

運動会は、学校の教育課程において重要な教育活動であり、実施時期についても、カリキュラムマネジメントの視点から各学校が適切に判断していくものと考えたとお答えしております。

その他、資料をご覧いただいたように、いじめ、不登校についてのご質問もございました。

以上、雑駁でございますが、議会の報告でございます。

よろしく申し上げます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 何点かあります。まず、教育委員会と都市整備部についてのお話があったと思うのですが、これは大山小学校のことをおっしゃっているのかなと思いました。人口の見通しを立てながら設計をされていたと思うのですが、中止してしまったら、変更があった場合なども考え、ある程度は想定できるのではないかなと考えておりますので、その辺りを柔軟に対応ができるような仕組みづくりや、長いスパンの情報だけではなく、常に短いスパンの情報も、様々な要因が多様化しているので必要になってくるのかなということを感じました。

副校長二人制ということが出ていたと思うのですが、副校長先生が足りていないという、東京都は職員になる方が少ないという実態もある中、私がいつも思っていることは、現場の副校長先生を補佐するような事務方の職員がいらっしゃれば、事務を補佐していただける方で、副校長籍ではないにしろ、そうした権限があるような方が望ましいのかなと、このようなご意見もあるということですので、

そうしたことを感じました。

また、皆さんのご質問の中で、やはり服務事故の件ということ、小中一貫教育のこと、そしてコミュニティ・スクールのことについては、これから説明をしていくということと、現状では、学校でこのようなことがあるということも含めた内容で話をしていく機会を区議会議員の方々向けにも持った方が良いのではないかと思いました。服務事故については、止められるものと、止められないものがあると思うのですが、それを受けてどのような対応をしているのか、どのような対応ができるのかということも含めて説明をしていって欲しいと思います。

小中一貫教育に関しては、色々な方の意見がありますが、先ほど次長がおっしゃったように、板橋区ではこのようなことを進めているということを説明して、それを納得されたうえで進めていくのが良いのかなと感じました。

そのときに、1つ自分が思ったのは、やはり数字的なものを出していくといえますか、中一ギャップや、成績の問題など、色々な問題の、数字で現れている面などを出して、必要性を説明していただければ良いのかなと思いました。

コミュニティ・スクールに関しては、説明をしながらも、細かいところがまだ決まっていない部分があると思うので、そうしたところも含めて、学校単位で、地域単位で、区議会議員の方々ですと、地元の方がいらっしゃると思うのですが、そうした単位ごとに考え方や捉え方が違ってきてしまうと思います。

ですから、学校単位で取り組むとしたら、その学校の範囲で、例えば中学校を1つの学校として、その周りにある小学校ということで、小学校の中でもやはり中学校が何校にも分かれる小学校がありますので、そうすると、コミュニティ・スクールも、先ほどの小中一貫教育もそうなのですが、そこも板橋区として示していかれるのか、各地域制で行っていかれるのかによって大分変わってきってしまうと思います。

その辺りの方向性は、こうした質問があるということは、例えば中学校、小学校の流れでコミュニティ・スクールということをつくっていかれるのか、それとも板橋区全部である程度の形をつくるのかということもご説明をしないと、なかなか納得をしていただけないのではないかなと感じましたので、その辺りも含めて話し合っていただければ良いのかなと感じました。

教 育 長 ありがとうございます。

次 長 最初の、都市整備部との情報交換ということですが、大型の集合住宅が建つような情報などを、適宜、教育委員会でも押さえて、しっかり連携を取りなさいという一義的なご指摘だと思いますので、その部分についてはこれまでも行っていますが、今後もしっかりと情報を仕入れながら進めていきたいなと思っています。

それに加えて、人口の今後の動きについて、来年度早々、詳細などの分析を行いますので、その結果を受けたうえで、学校をどのように改築していこうというような形の方向性を出していきたいと考えております。

副校長二人制については、ご指摘のとおり、これまでの副校長先生を2人配置するというような形ではなくて、事務の仕事を補佐するような人材を配置する、それは区役所に勤めている事務の人間がある意味ターゲットになっていますが、そういった人間を配置して、より副校長の負担を軽減できないか、教務の方に集中できないかという視点で取り組んでいきたいと思っていますところでは。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。

高 野 委 員 今回、小中一貫教育に関しての質問が大変多かったと思います。

私は、先日、小中一貫教育指導資料説明会というものに参加させていただきましたが、その説明会に出て、これから板橋区が進めようとしている小中一貫教育に関して、自分なりに理解が進んだ印象を持ちました。

指導資料をつくるということで、中学校の先生と小学校の先生と一緒に、各教科ごとに9年間を見通した資料をつくるということで話し合ったり、今までにないほど、9年間というものを意識されたと思います。

また、その資料をつくって説明するときにも小学校の先生、中学校の先生と一緒に説明をされていましたし、また、説明を受けている側でも、小学校の先生も中学校の先生もいらっしゃっていました。

このように9年間を通じて色々なことを繰り返し行っていくことで、皆さんの意識の中に、板橋区が目指す小中一貫教育というものがだんだんと理解されていくのかなと思いました。

地域の中でも、小中一貫教育というと、いわゆる義務教育学校のように9年間1つの学校の中で行われるというようなイメージをお持ちの方が多く、学校の先生方、それから地域の方、保護者の方にも何度も説明をしていくことで理解が進んでいくのではないかなと思います。

学びのエリアについても、来年度、またさらに整理が進むということですが、そのような機会を捉えて、詳しく説明していくことが大切かなと思いました。

また、コミュニティ・スクールのことも同時に質問が出ていましたが、両方とも来年度が完成ということではなくて、これからそれぞれの方向に向かって進んでいくわけなので、その点もよくご理解していただくことが必要かなとは思ったのですが、今後、学びのエリアの中で1つのコミュニティ・スクールにしていく可能性を考えたときに、現状のコミュニティ・スクールの決められた枠の中ではとても収まり切れないのかなと思いました。

例えば人数に関していいますと、今、12人となっていますが、3つないし4つの学校があるとする、その枠の中で、それぞれの学校の代表となる方たちの人数がおさまるのかなという点もありますし、例えば4つの学校があるとする、その中でPTAの会長さんも違うし、寺子屋など、それぞれに違う活動があるわけで、そうしたところも踏まえて、学びのエリアの中でコミュニティ・スクールをつくるとしたら、どのような形になるのが望ましいのか想定しながら新しい形を考えていくことも必要なのかなと、これは今すぐではなくて、近い将来、そ

のような話が出てきたときにしっかりと皆さんのご意見が吸い上げられるような形を想定していくことが大切なのではないかなと思いました。

教 育 長 よろしいですか。

高 野 委 員 はい。

教 育 長 青木委員、いかがですか。
よろしいですか。

青 木 委 員 はい。

○報告事項

3. 人事情報（都費職員・平成30年2月分）

（指－1・指導室）

（区費職員・平成30年2月分）

（総－1・教育総務課）

教 育 長 それでは、続きまして、報告3「人事情報」につきまして、初めに都費職員について、指導室長から、区費職員について、教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 それでは、都費職員について、ご報告をいたします。

1番の正規職員についてです。

2月末現在の教職員数は、括弧の休職者なども含めて、総勢1,839人です。
前月と比較して、増減はありません。

休職者等は、全体として142名で、前月と比較して8名増となります。

内訳としては、増えた要員が9名、減った要員が1名です。

増えた要員9名の内訳ですが、育児休業に入った者が7名、休職に入った者が2名。

減った要員ですが、育児休業が明けた者が1名となっています。

次に、2番の期限付任用教員についてです。

2月末現在の期限付任用教員の数は53人で、1月末時点からの増減はありません。

説明は以上でございます。

教育総務課長 続きまして、区費職員について、「総－1」の資料をご覧いただければと思います。

最初に、一般職員・再任用職員・再雇用職員の2月末現在の職員数ですが、170人と、前月と変更はございません。

続きまして、資料の2ページ目です。

非常勤職員の状況です。

合計で802人と、前月と増減はございません。

ただし、内訳で、学習指導講師が1名減、一方で特別支援学級介添員が1名増、相殺して増減なしとなっております。

説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

指導室長にお聞きしますが、来年度も、新規採用教員等は、100名近くになる見通しですか。

指 導 室 長 現在、まだ学級の数が決まっていないところについては、今後、まだ増える見込みということですが、現状としては、昨年よりもやや少ないかもしれません。ただし、今後、学級増になれば、また、今年度と同様の規模になりそうということとあります。

○報告事項

5. 板橋区立学校情報セキュリティポリシーの改正について

(支-1・教育支援センター)

教 育 長 では、続いて、報告5「板橋区立学校情報セキュリティポリシーの改正」につきまして、教育支援センター所長から報告願います。

教育支援センター所長 それでは、資料「支-1」をお開きください。

板橋区立学校情報セキュリティポリシーの改正についてでございます。

このことについて、平成29年度の板橋区立学校情報セキュリティ部会を2月7日に開催いたしまして、基本方針等の検討を行いました。

その改正した事項についてご報告をいたします。

学校情報セキュリティポリシーですが、(1)の学校情報セキュリティ基本方針、そして(2)の学校情報セキュリティ対策基準、そして(3)の学校情報セキュリティ実施手順、この3つで構成されております。

それぞれ改正した点についてまとめたものを資料の1ページに記しておきましたが、実際に資料の3ページからの新旧対照表をもとにご説明させていただきます。

資料の3ページをお開きください。

学校情報セキュリティ基本方針でございます。

右側が現在のもの、左側が改正するものでございます。

まず、資料の3ページの黄色のところですが、「環境教育ネットワーク」の「環境」が取れて、「教育ネットワーク」と名称変更させていただきます。

続いて、それぞれのICT機器の整備状況が現在のものと変わっておりますので、それを平成30年の4月1日に合わせて変更させていただいたものです。

続いて、資料の4ページですが、これは4月1日からの施行ということで、日にちを変えたところだけでございます。

基本方針については以上でございます。

続いて、資料の7ページです。

ここから板橋区立学校情報セキュリティ対策基準になります。

同じように、右側が現在のもの、そして左側が新しく変えるところでございます。

まず、2の定義。(3)の情報システム機器ですが、学校で使用している機器を明記させていただきました。

あとは、先ほど申し上げたネットワークの名称変更でございます。

続いて、資料の8ページです。

(11)記録媒体ですが、具体的に機器等を明記させていただきました。

続いて、資料の9ページです。

ここも名称変更でございます。

続いて、資料の10ページです。

ここは、3の実施基準の3の2、情報システム機器の扱いの(3)ですが、現ポリシーでは、個人所有の情報システム機器の学校内の持込みは禁止するとしておりましたが、現在、スマホ等も持ち込むようなことがあるとサービス事故等につながるということで、先ほどの情報システム機器の中に、「モバイル端末」と明記させていただき、そして「個人所有の情報システム機器は教育活動に利用してはならない」として、利用を禁止したところでございます。

続いて、資料の11ページも、ここは名称変更でございます。

資料の12ページをお開きください。

3の2の電子メールの利用の(5)のところでございます。

現ポリシーでは、使用を禁止しておりますが、移動の際に大容量のデータを送りたいなどの要望がありまして、区の指定するファイル・ストレージ・システム、この利用を可としたところでございます。

対策基準の変更点は以上でございます。

基本方針、そして対策基準ともに4月1日から施行するというところでございます。

報告は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

青 木 委 員 いくつかご質問したいことがありまして、セキュリティという中で、今、様々なものがインターネットにつながるという状況があります。

例えば、監視カメラですが、これは完全にこの教育のICTと別の形で運用がされているという理解でよろしいですか。これはもう基本的につけていないということでもよろしいのでしょうか。

教育支援センター所長 この中には入っておりません。

青木委員 学校などでは、例えば生物の監視状況を24時間モニタリングするとか、あるいはセキュリティのために、正門などに監視カメラをつけるというような状況がございます。

これは、昨今、インターネットに簡単につながる形になっていて、あるいは独立で運用できるものもあるのですが、何が言いたいかといいますと、今、世界中からこのような監視カメラを乗っ取るという動きがどんどん出てきていて、某国というところからネットワークではない監視カメラを乗っ取られて、世界中に、小学校でいえば子どもたちの顔などを流されるというような状況が起こってきております。

ですから、そうしたものが教育の中の運用で、やはりこれから必要になる、あるいは実験や教育の中でも必要になるとなったときに、不用意につなげるというようなことが起こり得るというリスクを感じています。

今後、そういった情報セキュリティの中で、監視カメラ等も含めた様々な情報機器といっても、今は家電製品でもネットにつながるので、これも含めて、セキュリティを考えていかないといけない時代に来ていると思うので、その部分を大枠で少し考えていただきながら、実際の現場の運用はどうなっているのかということは、やってみないと分からない点はあると思います。

理科や情報の先生が、よかれと思ってそうしたものをつなげてしまうというケースは、ほかの学校といいますか、どこでも見かけることがあるので、その辺りは少し気をつけて見直された方が良いのかなということを感じました。

教育支援センター所長 この板橋区立学校情報セキュリティ基本方針の中に目的として書かれているのは、板橋区立学校が管理する情報資産を適切に保護することを目的とするということです。そうしたことを目的にして、様々な用語や適用範囲等を決めているもの donc、その部分についてはふれてない部分があるかと思ひます。

ただし、そうしたことも今後検討していかなくてはならないということで、このセキュリティ部会、またはその上の会等でもお話をするように伝えていきたいと思ひております。

学務課長 防犯カメラにつきましては、学務課で設置してありまして、1校当たり4台くらいということになりますが、防犯カメラについては独立した運用をしているということですので、ネット等につなぐということはしてありませんが、セキュリティ対策については、改めて確認させていただこうと思ひています。運用自体は独立となっております。

青木委員 教育の方とは完全に切り離しているということは良いのですが、監視カメラは監視カメラでまた乗っ取られる可能性があると思ひますので。

学務課長 そのセキュリティ対策は確認させていただければと思ひています。

青木委員 お願いいたします。

あともう1点です。

これからICT教育が進むと、当然ですが、学校で専用に使っている教材、デジタル教科書以外にも、教材として、インターネットから見せると効果的なものというものがどんどん出てきています。

先生の中には、これもよかれと思って使おうというような動きが、より積極的な授業という意味で、放課後の活動などでも出てきたときに、その辺りのものを流すことでネットワークに負荷がかかって、ほかで使っているものに支障が出るというようなことも十分考えられて、実際に大学でも起こっていることです。

授業が成立しないというような事態も出てきたりしています。

大学生になると、学生たちは皆、モバイル端末を持ち歩いて、ユーチューブを見たりなどというようなことが実際に起こるので、それで授業が回らないというようなことが起こってきているのです。

ですから、近い将来、中学生でも自由にそうしたものを持ち込んで使えるような時代、あるいはタブレットをみんなが使うときに、ネットワークの負荷がかかり過ぎてしまうというようなときに、いわゆるパケットといわれる、情報のこれとこれは流して良いけど、これとこれは流さないというような運用をルーターといわれるネットワークを管理しているサーバーコンピューターの中で運用するような考え方も、今、非常に細かく制御できるような仕掛けが出てきているので、その辺りも少し将来的には考えながら運用をされるようにしていただくとありがたいなと思っています。よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

松澤委員 青木委員と逆の問題なのですが、先生方が個人のもを持ち込めないと、今、おっしゃっていたと思うのですが、それで、授業のときに、学校の中に入っているものを使うという認識だと思うのですが、例えばゲストティーチャーや、外部の方が来たときに、そうしたものをせつかく使える良い機会があるわけですが、そうした場合は、学校の先生ではないので、例えば、電子黒板を使ったり、インターネットにつないだりして授業をするということは可能なのでしょうか。

教育支援センター所長 学校のパソコンはインターネットにつながっていますので、情報を得て、電子黒板等に投影しながら活用するということについては、教員もおりますので、外部から入った講師の方とともにそれを使っていくことは可能だと思っております。

ただ、個人所有のスマホ自体を単独で教室内に持ち込んで使うということになったときに、そのことが様々なサービス事故につながる可能性があるということで、今回、この対策の基準では教育活動に利用してはならないということだけは決めさせていただいたところで、これについてはまた、ただし書き等の中でつくっていけば、持込みが可能かどうかということについては、これからのセキュリティ

部会等で続けて検討していきたいと思っています。

教 育 長 スカイプをするときなど、よくスマホなどをもとに、事前にセンターに話を通して行うというような形はとっていると聞きましたが、そうした手続さえきちんとすれば不可能ではないという考え方でよろしいのでしょうか。

教育支援センター所長 スマホ等を使うことをただし書きでよしとしていくならば、申請しないままに使ってしまうようなことも考えられることなので、私どもとしては、もう個人所有のものは、スマホについては使わないというところだけは決めさせてもらったところでは。

スカイプについても、ソフトをインストールすれば使える状況にはなっておりますので、来年度についてはその使い方をしてもらうこととなります。

松 澤 委 員 スマホ等というのは、モバイル端末全体が禁止ということになるという認識でよろしいのでしょうか。

教育支援センター所長 そうです。

松 澤 委 員 そうすると、例えばUSBデータを学校でパソコンにつないで、何か映像を映すということになるかと思うのですが。

教育支援センター所長 データを持ってきてということですか。

松 澤 委 員 はい。発表などではデータで、例えばプレゼンテーションをつくっていらっしゃる方が、ほぼ100%だと思います。

プレゼンテーションをつくって発表する授業もこれから絶対に入ってくると思います。中学校でも私立学校ではすでにやっていると思います。そうしたことをやったときに、家から、例えばパソコンがある、ないなど色々と事情があるかと思うので、パソコンでデータをつくったものを持ち込むということになったときに、例えばそのデータをパワーポイントの状況でそこに打ち込んで入れて、それを出すというような規則であれば、良いとは思いますが、そういうことを外部から呼んだゲストの方にも同じようにやると、パフォーマンスが落ちてしまうかなと思うのです。

個人的な意見なのですが、最先端を見せなければいけない授業で、例えばその学校のスペックに合わせた授業を行ってしまうと、それはマイナスかなと思うので、その辺りの、学校の先生の中のルールというものはもちろん良いとは思いますが、例えば外部の、企業の方などが来てキャリア教育をされたりした場合に、現物で見せる場合と、インターネットでもそうですが、データベースを持ってきて見せる場合とがあると思います。

例えば工場の様子などは、現物は見せられないですが、動画を持ってきてくれ

て、それを流して見せていただくとか、例えば、醤油ができる過程を見せて、その醤油を使って家庭科の授業をされるなど、活用次第ではそのような授業もされていかれていると思うのですが、そうしたときに、その学校の範囲内で、そこにあるスペックのものではないものを持ち込んで、それを写すだけの作業というものであれば、もっとプレゼンテーションにしても、先進的なものが出せるのですが、パワーポイントに落とし込んでやるとなると範囲が限定されてしまうというような懸念があるので、その辺りは、先ほど教育長がおっしゃったように、手続等でクリアできるのであれば、ありがたいなと感じました。

青木委員 それに関しては、国立情報学研究所などで、そのような人たちの対応の、国際学術無線ローミングサービスというものが、すでに始まっているところです。

そのようなものを利用すれば、例えば、小学校で発表をするといったときに、そちらの回線を使うから大丈夫ですよというような形でできると思います。

松澤委員 中の回線を使わないでできるということですね。

青木委員 はい。中の先生たちの使っているものを使わないようなサービスを、外から来た人たちは、常識的に利用するような働きかけをするべきなのかなということは思っていて、セキュリティを守るだけで先生方は精いっぱいなので、行く方がこれから考えるという時代に来ているのではないかなと、個人的には思っています。

教育長 その辺り、また色々と詰めていただいて、より良いものを子どもたちに還元していくというところは変わらないと思いますが、セキュリティの問題もあるので、よろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 平成30年度特別整理期間に伴う休館日（年間計画）について

(図-1・中央図書館)

教育長 では、続いて、報告6「平成30年度特別整理期間に伴う休館日（年間計画）」につきまして、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 資料「図-1」をお開きください。

平成30年度特別整理期間に伴う休館日（年間計画）につきまして、ご報告いたします。

清水図書館から赤塚図書館までの区立図書館11館、それぞれ6日間、平成30年度の特別整理期間で臨時休館をいたします。

1年に1回は図書及び雑誌等、資料のシステムデータとの照合、整理等を行う

必要があり、休館させていただくものです。

また、その間を利用して修繕工事等も実施しております。

例年、各図書館とも、間隔が1年となるように計画しております。

本日の教育委員会への報告後、告示をいたします。

また、各館とも、時期が近づいてまいりましたら、広報などにより周知をさせていただきます。

報告は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

区民の方の声として、図書館に行ったら休館だったというようなことがあるので、その周知がなかなか難しいのですが、ぜひ、できるだけ広い範囲で周知をするようお願いいたします。

○報告事項

7. 新たな中央図書館の整備に向けた取組状況について

(図－2・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告7「新たな中央図書館の整備に向けた取組状況」につきまして、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 資料「図－2」をご覧ください。

新たな中央図書館の整備に向けた取組状況につきまして、11月以降の分につきましてご報告をさせていただきます。

まず、基本設計につきましては、現在、基本設計を策定し、実施設計作業に入ったところです。来年1月までに設計をまとめ、3月から建設工事に入る予定です。後ほど、別紙1によりご説明させていただきます。

板橋区立図書館蔵書方針（案）及び新中央図書館のICT化の方向性（案）につきましては、概要で後ほどご説明させていただきます。

4のいたばしラウンジの運営・事業展開に関する調査についてです。

いたばしラウンジ（カフェ）につきましては、民間事業者と運営やサービスの事業展開についてご意見を伺う調査を実施し、その意見を事業者募集や整備に反映することを目的として実施するものです。

3月2日と7日の2日間にわたる対話調査を実施いたしまして、運営時間や内装、イベント企画、障がい者雇用など、事業者の立場から大変に参考になるご意見をいただきました。この調査結果の内容を4月に公表するとともに、事業者募集に向けた条件、仕様などを検討し、厨房設備など、実施設計にも反映していきます。

資料の2ページ目にお進みください。

5、（仮称）ボローニャギャラリーデザインコンテスト第二次審査の実施についてです。

こちらについては、新たな「いたばしボローニャ子ども絵本館」内に設置する

3. 6 m四方、高さ 3 mの箱型のギャラリーのデザインを選ぶもので、去る 2 月 27 日にボローニャ市で選定した 3 作品の中から 1 作品を選定したところです。

選定された作品につきましては、外観はボローニャ市を代表するポルチコの形をしていまして、4 方向から通り抜け可能、子どもが遊びながら本を読む楽しいスペースが設置されております。

内部には、展示機能と絵本を読む小スペースなどが設けられております。

その中に、ボローニャの文化・伝統、現在を伝える情報展示、板橋区とボローニャ市の交流を伝える展示、ボローニャ関連の絵本展示を予定しております。

II は、取組状況です。

ここまでの検討に至った状況でございますが、改築推進検討会や検討部会を毎月 1 回、設計定例会を毎月 2 回、図書館内の P T や分科会などの実施によりまして、専門家のアドバイスを受けながら、庁内で連携し、また、それぞれの担当職員が検討を重ねて調整、まとめております。

区民への意見聴取や説明も引き続き実施しながら進めているところでございます。

資料の 3 ページ目の 7 番、上板橋第三中学校生徒とのワークショップについてご説明いたします。

「未来の図書館ワークショップ」と題しまして、4 回シリーズで実施しております。

1 回目が 9 月、「学校図書館に行ってみよう」、2 回目が 11 月、「平和公園に行ってみよう」、3 回目が 2 月、「中央図書館に行ってみよう」ということで、それぞれ現地に赴きまして、生徒の皆様が実際に体験型のワークショップを実施しているところです。

本日、第 4 回、最終回といたしまして、「中学生が行きたくなる場所を考えよう」と題しまして、そうした図書館についてご提案をいただく予定です。

この内容につきまして、新たな中央図書館に設置するヤングアダルトの設定ですとか、事業サービスの検討の参考にし、反映してまいりたいと考えております。

それでは、基本設計概要についてご説明いたします。

資料の 4 ページ目からご確認ください。

まず、資料の 6 ページ目をお開きください。

施設計画概要でございます。

敷地につきましては、赤の線で囲われているものを計画敷地としております。

6, 712 m²余りを想定し、この敷地につきましては、原則として屋外も図書館が管理することといたします。

施設計画概要につきましては、図の左、3 番の表に記載しているとおり、地上 3 階地下 1 階、建築面積約 1, 500 m²、延べ床面積が 5, 280 m²程度を予定しているところでございます。

資料の 7 ページ目からが平面計画となります。

全体の断面のゾーニングコンセプトといたしまして、1 階の「動」から 2 階、3 階、上階に行くにつれまして、「静」「にぎわい」から「集中」へとゾーン

グしていきます。

右側の図面につきましては、資料の上側が西方面で、常盤台方面、資料の下側が東側で、上板橋方面、平和公園に面しているという図面となります。

1階には、児童エリア、いたばしボローニャ子ども絵本館、いたばしギャラリー、いたばしラウンジを設置します。また、エントランスにはフリーラウンジや物販スペース、展示スペース等を設置いたします。

また、1階には、だれでもトイレ、託児スペースや赤ちゃんの駅、予約本を受け取るスペース等の設置を予定しております。

資料の8ページ目は2階の図面となります。

こちらには一般の開架書庫を配置しまして、また、青少年コーナー、視聴覚コーナー、学習室、様々な読書席を設置いたします。

中央部にはインデックスエリアと称しましたテーマ別の本の展示を行いまして、館内の情報を分かりやすく、タイムリーに紹介するコーナーを設けます。

続いて、資料の9ページ目が3階となります。

こちらには、参考図書、専門書を配架しまして、レファレンスカウンターのスタッフがレファレンスに応じます。また、板橋区独自の地域資料コーナーを設置します。また、席の予約のできる学習室を設置いたします。

最も静かな環境が必要な場所に対面朗読室を設置いたしまして、その前には、点字図書など、そのほかの障がい者向けサービスを紹介するコーナーを設けます。

また、身障者が対応可能なトイレをユニバーサルデザインに配慮したスタッフがサポートできるような配置にいたします。

次が、地下となりまして、管理諸室及び、駐車場となります。

資料の11ページ目が屋上でございます。屋上には太陽光パネルを設置し、再生エネルギーを活用した効率的な施設運営を目指します。

また、教育科学館と連携して、星空観測会等を実施できるようなしつらえなども計画しているところでございます。

全体的に、災害時の避難経路といたしまして、2方向の階段を設置するほか、1階の西側の公園方向を初め、四方に避難できるように設計してまいります。

資料の13ページ目にお進みください。

こちらが立面計画になります。

建物内につきましては、緑色で示したマス、四角のマスと、黄色で示しました日射を抑え、遮蔽するスクリーンを、また、ピンク色で示しましたハートとして、「こころをはぐくむ図書館」として、この曲線をガラスで構成するような形で考えてございます。

資料の15ページ目が公園の整備計画になります。

公園内には13カ所から出入りができ、また、段差を解消したユニバーサル化を図りまして、ウォーキングコースなどを設置する予定でございます。

資料の16ページ目は図書館の敷地内周辺、さらに詳細に示してございます。

図書館の西側には、樹木を保全するために、既存樹木の足元をベンチなどで守りながら、本なども読めるように整備するほか、いたばしギャラリーの前の広場、

西側になりますが、いこいの場、イベントも可能なスペースとしまして、また、児童エリアの前ですとか、いたばしラウンジの前にはウッドデッキなどの設置を考えております。ここで読み聞かせなどが行える場にいたします。

さらに、図書館の西側には駐輪場を集中的に配置する予定でございます。

簡単ですが、基本設計の説明は以上でございます。

続きまして、別紙2、資料の17ページ目です。

板橋区立図書館蔵書方針案について、概要で説明をさせていただきます。

この方針は、今後の社会状況の変化や新たな情報媒体に対応し、図書館の資料の魅力が持続する板橋区立図書館全体の蔵書構築の充実を目指しまして、各地域館の役割と地域の特色を生かしつつ、統一的な蔵書マネジメントを行っていくために定めるものです。

新たな中央図書館の蔵書マネジメントに基づきまして、資料の収集・設置・保存・除籍などの方針の改定を行っております。

資料の18ページ目をご覧ください。

基本方針をお示ししています。

中央図書館では、区立図書館の中心的役割に応じた資料、高度な参考図書、地域資料などの蔵書を収集いたします。

地域図書館では、地域の図書館として、幅広く親しみやすい蔵書、地域特性を考慮した体系的な資料等を蔵書いたします。

全体的な特色といたしましては、絵本のまち板橋の魅力を発信する資料を充実してまいります。

絵本を始めとした児童書、子育てに関する資料の充実、国際理解を深めるいたばしボローニャ子ども絵本館資料の充実を行ってまいります。

蔵書構成は、その下の点線部に囲ったような5つの方向性を示しております。

こちらを、先ほどお話ししました各種方針の見直しということで、具体的な実現に生かす形に構成してございます。

資料の19ページ目です。

この各種方針の特徴及び主な改正点を簡単にご説明いたします。

収集方針では、基本方針と資料別の収集方針を見直し、明確に規定したほか、青少年図書及び児童図書では、教育課程や調べ学習に役立つ資料等、教育現場の求めに応じた資料の収集を追加し、地域資料では、板橋区の特色ある産業や、交流都市・交流自治体等に関連する資料の収集を追加しています。

さらに、いたばしボローニャ子ども絵本館の収集方針を新たに追加しています。

選定基準におきましては、各図書館の周辺地域の状況、利用者ニーズ、時代の変化などに応じて、特色ある資料収集方針を目指しております。

3番の保存基準、資料の20ページ目の除籍基準につきましては、区立図書館の図書が常に新鮮で、利用者ニーズに合わせて適切な方針を行うために、具体的な基準を定めたものでございます。

次に、新たな中央図書館の開館に向けての蔵書購入方針・スケジュールでございます。

新中央図書館の開館時、32万冊を蔵書するというにしております、そのために平成30年度から資料を購入してまいります。

30年度につきましては、参考図書等のレファレンスに対応するために、長期にわたり保存することが想定される蔵書、31年度につきましては、様々な分野をバランスよく購入するとともに、板橋区コーナーを構成する地域資料を購入、また、32年度につきましては、開館年でありますので、比較的サイクルの早い文庫ですとか、旅行ガイド等を購入するという計画を立ててございます。

今後、配架計画ですとか、レイアウト検討と並行して、ラベルですとか、装備の詳細を検討してまいります。

最後に、新中央図書館のICT化の構成についてご説明をさせていただきます。資料の37ページ目、概要版をご覧ください。

情報化社会が進展する中で、大量の資料を収集し、多くの方に提供する図書館におきましては、ICT化を活用した事業運営、利用者サービスが求められているところでございます。

新たな中央図書館におきましても、各種ICT機器システムを導入し、利用者サービス及び図書館の魅力を向上し、効率的な業務運営を果たすための方向性を検討いたしまして示させていただいたところでございます。

ICT化の主な特徴として、3つの観点でまとめてございます。

「あなたの「知りたい」を叶える図書館へ」、「板橋区の魅力を発見できる図書館へ」、「便利で快適な図書館へ」ということで、ここにある赤の文字で示したものを新たに導入する計画を考えてございます。

次のページにその機器の利用イメージを掲載しております。

本編にはもう少し詳しく機器の内容などのご説明をさせていただいております。

最後に、今後の課題・検討事項といたしまして、今後は、実施設計の中で具体的な機器の配備計画や運用計画を確定するほか、平成30年度中にはICT機器を活用した様々なサービスの内容について検討し、決定していく予定です。

さらに、地域図書館へのICTタグなど、ICT機器の導入拡大についても計画的に実施できるように検討していくつもりです。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 では、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありませんか。
よろしいでしょうか。

(はい)

